

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	特例販売業許可更新
概要	薬事法において、特に医薬品販売許可が必要な場合に販売品目を指定して、大阪市長が許可を与えています。特例品目としては歯科用医薬品やガス性医薬品等があります。歯科用医薬品及びガス性医薬品を取り扱い品目としている場合、平成21年6月1日改正薬事法の施行により、平成24年5月31以降は卸売一般販売業の許可を取得していなければ営業できません。それ以外の取扱品目については、従前どおりの取扱いが可能です。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第69号）附則第14条、第15条 ・薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第69号）の施行前の薬事法第24条第2項、第35条 ・薬事法第35条第2項 （昭和35年8月10日法律第145号）
審査基準	<p>（審査基準） 「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。</p> <p>（許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行うこと。</p> <p>1 更新申請に必要な書類</p> <p>(1) 医薬品販売業許可更新申請書（薬事法施行規則様式第七十八 1部）</p> <p>(2) 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書</p> <p>(3) 取扱品目表（2部）</p> <p>2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。</p>
標準処理期間	<p>許可更新申請 14日間（年末更新は3ヵ月間）</p> <p>※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。</p> <p>(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間</p> <p>(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間</p> <p>(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間</p> <p>(4) 本市の勤務を要しない日の日数</p>
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000197678.html
備考	